

三原市インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則 (約款の適用)

第1条 三原市ケーブルネットワーク（以下、「当市」といいます。）は、三原市ケーブルネットワーク施設設置及び管理条例（以下、「条例」といいます。）及び三原市ケーブルネットワーク施設設置及び管理条例施行規則（以下、「規則」といいます。）に定めるもののほか、このインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりインターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更及び追加）

第2条 当市は契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（協議）

第3条 この約款に記載されていない実施上の必要な細目については、契約者と当市との協議によって定めるものとします。

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語の意義はそれぞれ次の意味で使用します。

(1)インターネット接続サービス

インターネット接続サービス用通信回線及びインターネット接続サービス用設備を契約者に提供する当市の電気通信サービス

(2)インターネット接続サービス用通信回線

インターネット接続サービスに使用する電気通信事業者の電気通信回線

(3)インターネット接続サービス用設備

インターネット接続サービスに使用するインターネット接続サービス用通信回線に接続された当市の通信設備及び電子計算機等（電子計算機の本体、入出力装置及びその他の機器ならびにソフトウェアをいいます）

(4)契約者

本約款を承認の上、当市が提供するインターネット接続サービスの利用を申し込み、当市と利用契約を締結した者

(5)利用契約

インターネット接続サービスの提供を受けるための契約

(6)顧客設備等

契約者がインターネット接続サービスの提供を受けるため、当市所有の光ファイバー回線を経由しインターネット接続サービスと接続する端末設備、電子計算機及びその他の機器

第2章 インターネット接続サービスの種類 (サービスの種類)

第5条 当市が提供するインターネット接続サービスの種類は下記のとおりとします。

(1)自動IP取得接続サービス

(2)固定IP接続サービス

第3章 利用契約 (利用申し込み)

第6条 インターネット接続サービス利用契約の申し込みは、当市所定のインターネット接続サービス届出書に必要事項を記入のうえ、当市に提出してください。

（利用契約の成立）

第7条 利用契約は、前条の申込みに対し当市が承諾したときに成立するものとします。

（利用契約に基づく権利譲渡の禁止）

第8条 契約者は、利用契約に基づくインターネット接続サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、貸与（名義貸しを含む）、担保提供等することはできません。

（契約者の地位の承継等）

第9条 当市は、契約者について次の変更があったときは、その契約者またはその契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限り登録名義の変更に応じます。

(1)相続または法人の合併

(2)個人から法人への変更

(3)契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更

(4)契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更

(5)契約者である法人格を有しない社団または財団の代表者の変更

(6)その他前記(1)から(5)に類する変更、及び当市が特に認めた場合

（契約者の氏名等の変更）

第10条 契約者は、その氏名もしくは名称、または住所もしくは所在地に変更があったときは、直ちに規則に定めるところにより手続きをしていただきます。

（振替口座の指定）

第11条 契約者は、第9条及び第10条に規定する変更が生じ使用料を振り替える口座に変更があった場合、直ちに口座振替依頼書により新たな口座を指定するものとします。

第4章 回線

（インターネット接続サービス用通信回線）

第12条 当市は、電気通信事業者の提供する通信回線を使用して、インターネット接続サービスを提供します。

（上位回線の変更）

第13条 当市は、効率的な運用を図るため、上位回線を変更する場合があります。その際は、上位回線の変更により、数日間インターネット接続の不安定な状況が起こる場合があります。

2 前項の規定により上位回線を変更するときには、当市から事前にその旨を契約者に連絡します。

3 上位回線の変更によって、契約者に損害が生じたとしても当市は一切その責を負いません。

（固定IPアドレスの変更）

第14条 当市は、固定IP接続サービスの固定IPアドレスを変更することができるものとします。その際は、固定IPアドレスの変更に伴うインターネット接続の中断が起こる場合があります。

2 前項の規定により固定IPアドレスを変更するときには、当市から事前にその旨を契約者に連絡します。

3 固定IPアドレスの変更によって、契約者に損害が生じたとしても当市は一切その責を負いません。

第5章 顧客設備等

（顧客設備等の設置）

第15条 契約者は、当市からインターネット接続サービスの提供を受けるに当たっては、各家庭

に敷設された当市所有の光ファイバー回線を経由して当市に接続していただきます。

2 契約者が接続する設備等は、当市が設置するIP告知端末に接続することが可能な機器とします。

（契約者の設備維持責任）

第16条 契約者は、インターネット接続サービスの遂行に支障を与えないために顧客設備等を正常に稼働するよう維持していただきます。

2 契約者は、当市が業務遂行上支障ないと認めた場合を除いて、契約者の設備等に他の機械、付加物品等を取りつけないものとします。

（顧客設備等の検査）

第17条 当市は、インターネット接続サービスの利用開始に伴い顧客設備等を接続する場合、あるいは既に使用中の顧客設備等の変更あるいは上位回線の変更を行う場合、もしくは顧客設備等に異常があると認められる場合、その他インターネット接続サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、その顧客設備等の種類あるいは接続状態等について立入検査を行うことができるものとします。

2 前項の検査を行うため当市の係員が契約者の構内に立ち入る場合、当市の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第1項の検査を行った結果、顧客設備等の種類あるいは接続状態等に不適切な事項が発見されたときには、当市は契約者にその是正を要求することができるものとします。

第6章 インターネット接続サービスの利用制限

（インターネット接続サービスの利用制限）

第18条 当市は、電気通信事業法第8条により、公共の利益のために、非常時における緊急を要する重要通信を内容とするインターネット接続サービスを確保または優先させるため、その他のインターネット接続サービスの提供を制限または停止することがあります。

第7章 保守

（インターネット接続サービス用通信回線の維持責任）

第19条 当市は、インターネット接続サービス用通信回線を電気通信事業者により事業用電気通信設備規則（平成17年総務省令第128号）に適合するように維持させます。

（インターネット接続サービス用通信回線の修理または復旧）

第20条 当市は、インターネット接続サービス用通信回線に障害が発生した場合あるいはインターネット接続サービス用通信回線が滅失した場合には、当該インターネット接続サービス用通信回線の貸主である電気通信事業者の修理基準に従って修理または復旧させます。ただし、この場合に次条の規定に該当するときは次条の規定が適用されるものとします。

（修理または復旧の順序）

第21条 当市は、インターネット接続サービス用通信回線またはインターネット接続サービス用設備が故障し、または滅失した場合に、第18条の規定により優先的に取り扱われるインターネット接続サービスに使用するインターネット接続サービス用通信回線またはインターネット接続サービス用設備を優先して修理しまたは復旧させます。

(サービス提供の中断)

第22条 当市は、次の場合にインターネット接続サービスの提供を中断させることができるものとします。

- (1)インターネット接続サービス用設備の保守点検、工事上やむを得ないとき
 - (2)電気通信事業者の都合によりインターネット接続サービス用通信回線の使用が不能になったとき
 - (3)停電や天災などの不可抗力の事態が発生したとき
- 2 当市は、前項の規定によりインターネット接続サービスを中断するときには、事前にその旨を契約者に連絡しますが、緊急やむを得ない場合はその限りではありません。

第8章 料金等 (使用料等)

- 第23条 インターネット接続サービスの使用料は、条例別表第3に規定するところによります。
- 2 使用料は、月額制になっており、利用開始可能日の属する月の翌月から徴収します。
- 3 使用料の納期限は、当該月の末日とします。
- 4 月の途中で解約・休止された場合、当該月の使用料は返却しません。

第9章 免責 (当市の免責事項)

- 第24条 当市は、インターネット接続サービスの完全な運営に努めますが、インターネット接続サービスの中断、運営停止、上位回線の変更、固定IPアドレスの変更などによって、契約者に損害が生じたとしても当市は一切その責を負いません。
- 2 当市は、契約者がインターネット接続サービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証しません。またインターネット接続サービスの利用により、契約者に発生したいかなる損害についても当市は一切その責を負いません。
- 3 インターネット接続サービスの利用により、契約者がほかの契約者または第三者に損害を与えた場合、当該契約者の責任と費用に於いて解決して頂き、当市は損害賠償その他一切の責を負いません。

第10章 利用契約の解約及び利用停止 (利用契約の解約・休止)

- 第25条 契約者が利用契約を解約する場合は規則に定めるケーブルネットワーク解約届を、一時休止する場合は、規則に定めるケーブルネットワーク休止届を当市までご提出ください。
- 2 解約・休止された場合、既に支払い済みの料金などの払い戻しには応じられません。

(利用停止)

- 第26条 当市は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、インターネット接続サービスの利用を停止できるものとします。
- (1)インターネット接続サービス使用料を、4ヶ月以上にわたって支払わないとき
 - (2)第27条及び第29条で規定している禁止行為に該当すると当市が判断したとき
 - (3)第8条、第15条2項、第16条の規定に違反したとき
 - (4)正当な理由なく第17条第1項の立入検査を拒否したとき、または同条第3項の是正要求

- に従わなかったとき
 - (5)インターネット接続サービス届出書の記載事項に虚偽の内容があったとき
 - (6)インターネットに対する妨害行為があったとき
 - (7)その他、本約款に違反したとき、及び当市が緊急に必要と判断した場合
- 2 当市は、前項の規定によりインターネット接続サービスの利用停止を行うときには、その理由、利用停止日及び期間を事前に契約者へお知らせします。
- (当市が行う利用契約の解約)
- 第27条 当市は、契約者に次の事由が生じたときは、インターネット接続サービスの利用契約を解約します。

- (1) 契約者が差押、仮差押、仮処分、国税滞納処分等の処分を受けたとき
 - (2) 契約者について破産、和議、会社整理、特別清算、会社更生の申立があったとき
- 2 当市は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用契約を解約する場合は、事前にその旨を契約者へお知らせします。
- (再加入)
- 第28条 第25条、第26条及び第27条に基づいて利用契約を解約・休止した契約者が、解約・休止の理由が解消した後再度インターネット接続サービスを利用する場合は、第6条に定める手続きをしていただきます。

第11章 禁止行為

(契約者の禁止行為)

- 第29条 インターネット接続サービスの利用については、以下の各行為を禁止しています。
- (1)他の契約者又は第三者もしくは当市の著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、並びに肖像権等の人格権の侵害
 - (2)他の契約者又は第三者もしくは当市への誹謗、中傷
 - (3)他の契約者又は第三者もしくは当市に不利益を与える行為
 - (4)公序良俗に違反するもの、違反する恐れのある行為
 - (5)法令に違反するもの、違反する恐れのある行為
 - (6)インターネットの運営を妨害する行為
 - (7)法人契約以外でのホームページ上での営業行為

第12章 機密保持

(機密保持)

- 第30条 当市は、インターネット接続サービスの提供に関連して知り得た契約者の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。ただし、令状を持つ官公庁の職員に対してはこの限りではありません。

第13章 雑則

(契約者の義務)

- 第31条 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合は、接続先のネットワークの規定に従うものとします。特に、学術研究ネットワークについては、営利を目的としては利用しないものとします。
- (権利侵害の防止)

第32条 契約者は、インターネット接続サービスから得た情報(文章、写真、イラスト、CG、ソフトウェアなど)を公開する場合は、著作権者の事前承諾が必要です。第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

附 則

- この約款は、平成18年3月1日から効力を発するものとします。
- この約款は、平成19年12月1日から改正適用するものとします。
- この約款は、平成20年4月1日から改正適用するものとします。

個人情報保護方針

当市は、契約者個人を識別し得る情報(以下、「個人情報」といいます)を適切に保護することが重要であると認識し、以下のように取り組んでおります。

1. 適正な管理

当市は、個人情報の管理責任者を置き、個人情報の適切な管理を行います。さらに、合理的な対策を講じることにより、個人情報の不正または不適切な取り扱い、事故などを招かないように尽力いたします。

2. 収集目的等の明示

当市は、契約者から個人情報を収集させていただく場合は、収集目的、当市の問い合わせ窓口等(以下、「収集目的等」といいます。)を明示したうえで必要な範囲の個人情報を収集させていただきます。

3. 第三者への開示・提供

当市は、契約者の個人情報を適切に管理し、法的な要請などによらない限り、契約者の事前承認なく第三者に開示・提供することはありません。また、契約者の個人情報を業務委託先に提供する場合は、守秘義務などによって業務委託先に個人情報保護を義務付けるとともに、業務委託先が適切に個人情報を取り扱うように管理いたします。

なお、当市のWebサイトでリンクしているWebサイト、及び当市のWebサイトにリンクしている他のWebサイトでの個人情報の取り扱いに関して、当市は一切の責任を負いません。

4. 個人情報の利用

当市は、契約者の個人情報を、あらかじめ契約者に明示した収集目的等の範囲で利用します。

5. 個人情報の照会、訂正、削除

当市は、契約者の個人情報を、契約者の照会、訂正、削除要請に従って取り扱います。後述する電子メールアドレスの問い合わせ窓口にご連絡ください。

6. 法令・規範の遵守

当市は、契約者の個人情報に関連する日本の法令・規範を遵守するとともに、本方針の内容を継続的に見直し、その改善を図ります。

* 本方針及び当市の個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口
電子メール: johocity.mihara.hiroshima.jp